

久留米広域市町村圏事務組合公告第1号

救急用資器材管理供給業務委託について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び久留米広域市町村圏事務組合契約事務規則第2条の規定により準用する久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年1月30日

久留米広域市町村圏事務組合 組合長 原口 新五

1 入札に対する事項

- (1) 業務名：救急用資器材管理供給業務委託
- (2) 履行場所：指定場所（仕様書に記載）
- (3) 業務内容：別紙「救急用資器材管理供給業務委託 仕様書」のとおり
- (4) 履行期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 予定価格及び入札書比較価格：18, 501, 417円（税込）
内訳：【管理費】1, 056, 000円（税込）
【消耗品費】17, 445, 417円（税込）
※各消耗品の予定価格 非公表
- (6) 最低制限価格：無
- (7) 支払条件：前払金（無） 部分払（有）

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福岡県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、かつ、久留米市競争入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に当該事業所が登載されている者であること。
- (3) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市府達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 国税（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (5) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (6) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定す

る暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

（9）国、都道府県、政令指定都市、中核市又は病床数200以上の医療機関において、平成26年4月1日以降に1年を通じた医療機器・医療材料の物品管理供給業務の履行完了実績（他支店又は他営業所の履行実績も可とする。）を有すること。（業務実績調書（様式第2号）に、当該1年を通じた医療機器・医療材料の物品管理供給業務の契約書の写しの添付を要する。）

3 契約条項を示す場所

久留米広域消防本部救急防災課

4 入札参加資格の確認

入札参加を希望する者は、以下の（1）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

一般書留又は簡易書留のいずれかで送付すること。また、郵便事故等については、当組合はその責めを負わない。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 業務実績調書（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）（入札・契約等を本店から支店等に委任する者のみ提出。立会の委任は不要）

エ 国、都道府県、政令指定都市、中核市又は病床数200以上の医療機関において、平成26年4月1日以降に1年を通じた医療機器・医療材料の物品管理供給業務の契約書の写し（業務実績調書（様式第2号）の添付書類）

（2）提出期限

令和8年2月12日（木）必着

（3）提出先（宛先）

〒830-0003 久留米市東櫛原町999番地1

久留米広域消防本部救急防災課

（4）入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出した者には、資格審査を行った後、入札参加資格の有無を次により通知する。

ア 通知方法 郵送

イ 通知時期 令和8年2月20日（金）【予定】

5 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに4（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

本契約は消耗品の単価契約（一部管理費含む）とし、（2）までに（1）の書類を（3）の提出先に（4）の方法により提出する。なお、本契約には業務実施にあたる準備、撤収、救急資器材費、供給、運搬、管理等の全て経費を含むもとする。（仕様書のとおり）

（1）提出書類

ア 入札書（様式第5号）

イ 入札金額内訳明細書（様式第6号）

（2）提出期限

令和8年3月10日（火）必着

（3）提出先（宛先）

〒830-0003 久留米市東櫛原町999番地1

久留米広域消防本部救急防災課

（4）郵送方法

ア （1）提出書類のア. 入札書（様式第5号）及びイ. 入札金額内訳明細書（様式第6号）を封筒に入れ、封筒表面に宛先及び業務名を記入し封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入し、封印する。

イ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

ウ 郵便事故等については、当組合はその責めを負わない。

（5）入札に関する注意事項

ア 次の（ア）及び（イ）を合計した金額を入札金額として入札書（様式第5号）に記載すること。また、入札金額内訳明細書（様式第6号）には、その内訳金額を記載すること。

（ア）消耗品費（救急用資器材の購買に係る経費）は、仕様書別紙2に記載する救急用資器材毎に設定単位当たり単価を定め、各単価に年間予定使用数量を乗じて得た額（各単価で円未満の端数が生じる場合は、年間予定使用数量を乗じたのちに、小数点第3位以下を切り捨て。）及びその合計金額（各単価に年間予定使用数量を乗じて得た額を合計したのちに、小数点以下を切り捨て。）とすること。

（イ）管理費は、本業務開始に係る準備、業務終了後の撤収及び救急用資器材の物件費、購買・供給・運搬・管理等の全てに係る経費とすること。

イ 入札書（様式第5号）及び入札金額内訳明細書（様式第6号）の金額は算用数字を用い、金額の前に必ず「¥」を記入し、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた額を入札書（様式第5号）に記載すること。ただし、契約に当たっては、入札金額内訳明細書（様式第6号）に記載された救急用資器材毎の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（各単価で円未満の端数が生じる場合は小数点第3位以下を切り捨て）をもって契約金額とする。

ウ 入札書は指定する様式（様式第5号）を必ず使用し、代表者の住所及び氏名を記入し、（登録）印を押印すること。

エ 入札書（様式第5号）に記載した内訳を、入札金額内訳明細書（様式第6号）に記載し、入札書（様式第5号）の金額と合致することを確認した上で同封すること。

6 開札

（1）日時：令和8年3月12日（木）11時

（2）場所：久留米広域消防本部 3階

（3）立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書（様式第1号）に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないとき又は立会い希望者が1者であった場合は、入札関係事務に係る当組合の職員を立ち合わせるものとする。

開札の立会人は、開札時間までに開札場所に参集すること。なお、入札参加者以外の入札室への立ち入りは認めない。

(4) 落札者の決定方法

落札者は、次に掲げる方法により決定する。

ア 予定価格以下の範囲で入札金額が最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定し、落札候補者の提出書類を審査し落札者を決定する。

イ 落札候補者の入札金額内訳明細書（様式第6号）の管理費及び消耗品費計が1（5）の範囲内であることを確認し、記載された各単価が各消耗品の予定価格単価（非公表）の範囲内であることを確認する。

ウ 落札候補者の入札が無効となった場合は、入札を行った者を対象とした再度の郵便入札を行うものとする。その際、入札金額が最低の価格をもって入札した者の入札金額及び入札金額内訳明細書（様式第6号）の各消耗品記載額を示し、予定価格単価を超過した項目を明示することとする。ただし、再度の入札で落札者がない場合は入札不調とし、予定価格との差が大きくなく、最低価格をもって応札した者と随意契約を行うことが可能と考えられる場合は、見積合わせを行う。当該応札者が決定に至らなかった場合は、予定価格との差が大きくなく随意契約を行うことが可能と考えられる限りにおいて次順位の者と見積合わせを行う。以下同じとする。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、久留米広域消防本部ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書（様式第1号）を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに書面にて届け出なければならない。

7 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札書（様式第5号）に記載を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米広域市町村圏事務組合金銭会計規則第3条の規定により準用する久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

8 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき。
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書（様式第5号）が提出されないとき。
- (4) 入札書（様式第5号）に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- (5) 入札書（様式第5号）に記載された事項に誤字又は脱字等があって必要事項を確認できないとき。
- (6) 入札書（様式第5号）に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- (9) 入札金額内訳明細書（様式第6号）が同封されていないとき。
- (10) 入札金額内訳明細書（様式第6号）で管理費又は消耗品費の小計が1(5)に記載した予定価格の内訳金額を超えるとき。
- (11) 入札金額内訳明細書（様式第6号）に記載した単価のうち当該項目の予定価格（非公表）を超える項目があったとき。
- (12) 入札金額内訳明細書（様式第6号）に項目の脱漏、計算誤りがあり、入札書（様式第5号）記載の金額と一致しないとき。（軽微な誤記で、発注者からの確認により解消できるものを除く。）

9 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問、同等品申請の受付期間及び受付場所

ア 受付期間：公告日から令和8年2月13日（金）まで

イ 受付場所：久留米広域消防本部 救急防災課

ウ 質問の提出方法：

FAX又はEメールにより質問書（様式第7号）提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

エ 同等品申請の方法：

FAX又はEメールにより同等品申請書（様式第8号）及びカタログを提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。また、サンプルを持参又は郵送により提出すること。

オ 質問、同等品申請に対する回答：

令和8年2月19日（木）までにEメールで回答する。また、必要に応じて久留米広域消防本部ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和8年3月18日（水）までに契約締結の手続きを行うこと。

10 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 仕様書及び入札参加に必要な書類は、久留米広域消防本部ホームページからダウンロードすること。

1.1 問い合わせ先

久留米広域消防本部救急防災課

住所：久留米市東櫛原町999番地1

電話：0942-38-5158

FAX：0942-38-5172

Eメール：ksyoukyu@kouiki.kurume.fukuoka.jp